

# 農業農村情報通信環境整備準備会 設置要領

（ 制 定 令和３年６月３０日 ）  
（ 最終改正 令和８年４月 １日 ）

## 第１ 名称

農業農村情報通信環境整備準備会（以下「準備会」という。）

## 第２ 趣旨・目的

少子高齢化・人口減少の進行等による農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化、農業生産活動における労働力不足など、農業農村が抱える課題の解決や、安心して住み続けられる農村生活環境の確保に必要な不可欠なインフラである情報通信環境の整備を推進するためには、情報通信環境の必要性の普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、行政、土地改良区、農業協同組合、民間企業等の関係者が連携して行うことが重要である。

農業農村の現場においても、上記課題に対応するための、情報通信環境の整備に取り組もうとする地方公共団体、土地改良区等の関係者の機運も高まってきており、これら団体等が効率的に必要な知見やノウハウを得て、取組を具体化していくことのできる場を構築することが重要である。

このため、農業農村において情報通信環境の整備構想を打ち立て、それを実現させるための準備を関係者で連携して行う組織として、準備会を設置する。

なお、準備会の活動は、全国横断的な取組であり、特定の会員間の関係性の構築を目的としたものではない。

## 第３ 活動内容

### １ 普及・啓発

ウェブサイト、地方ブロック別説明会、オンラインセミナー等を通じた農業農村における情報通信環境整備の必要性、ICTの活用事例、関連施策などの情報発信による普及・啓発を行う。

### ２ 個別地区支援

農業生産基盤情報通信環境整備事業を活用して情報通信環境整備に取り組む又は取り組もうとする地方自治体、土地改良区等を対象とした、基本方針の検討、推進体制の構築、事業申請、調査・計画策定、施設整備等の一連の取組に係る相談対応及び地域の課題に応じた先進事例、アドバイザー等の紹介等の支援を行う。

### 3 人材育成

会員や情報通信環境整備に取り組もうとする地域の関係者に対する情報通信環境整備にかかる人材育成を行う。

### 4 情報共有

情報通信環境整備にかかる情報共有を行う。

## 第4 会員

### 1 会員

#### (1) サポート会員

第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動に協力する民間企業、地方公共団体、研究機関、個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）等

#### (2) ユーザー会員

第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動の支援を受ける地方公共団体、土地改良区、農業協同組合等

### 2 入会

入会をしようとする者は、第5の事務局に入会届を提出し、受理されることにより入会することができる。

### 3 退会

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会とする。

ア 事務局に退会届の提出があったとき。

イ 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。

ウ 会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

### 4 会費

会員の会費は無料とする。

## 第5 事務局

1 準備会の事務局は、農林水産省農村振興局地域整備課（以下「地域整備課」という。）に置き、会員の協力を得て事務を行う。

2 事務局は、オブザーバーとして関係省庁や都道府県等の参加を求めることができる。

3 地域整備課は、事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関と共同して運営することができる。

## 第6 その他

- 1 この設置要領に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- 2 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から運用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から運用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

以 上